

2私中高連発第105号

令和2年9月15日

京都府公立中学校長会
会長 村田博哉様
〃 進路指導専門委員会
委員長 加藤努様

京都府私立中学高等学校連合会
会長 佐々井宏平
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応に伴う令和3年度京都府私立高等学校入学試験問題について

新型コロナウイルス感染症の感染防止のためこれまで児童生徒は長く休校措置が続き、例年同様の学習ができたとはいえません。しかし一方では令和3年2月10日を初日とした京都府私立高等学校の入試は実施をいたします。

再開された中学校では教職員の懸命なご努力で子どもたちの学力充実を目的として授業および教育活動の回復に努めておられます。しかしながら新型コロナウイルス感染予防のための自粛期間(学校休校)が長期にわたり従前と同様の入学試験の範囲を設定することは難しく、試験を受ける生徒が不利益を被ることの無い試験範囲で私立各校が問題作成に配慮すべきと考える次第です。

またこれら試験範囲での配慮については、7月の私立中高連の校長会での協議において「京都府私立中学高等学校連合会として一定の統一ラインが必要である。」との見解のもと以下のような統一見解を示させていただきます。

なお参考に近畿圏教育委員会の高等学校学力検査試問題の範囲表を添付しておきます。

京都府私立中学高等学校連合会所属の高等学校は

1 原則として、

「令和3年度京都府公立高等学校入学者選抜における学力検査問題の出題範囲」
の『学力検査問題の出題範囲から除外する内容』をもとに試験問題を作成する。

2 京都府以外の近隣府県への配慮については、

各高等学校がそれぞれの実情を踏まえ、各府県が作成している試験範囲除外内容を参考に、各高等学校は除外範囲を確定する。ただし各校は確定した試験範囲を速やかにホームページ等で広報すること。

※各校共通である『1の原則』は私学連合会のホームページで周知をはかる。